資料 1

大田区
ユニバーサル
デザインの
まちづくり
基本方針

令和９年度改訂版（仮称）

（素案（案））

令和９（2027）年３月

大田区

「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針
令和９年度改訂版（仮称）」
（素案）目次

第１章　「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」とは

１．「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」策定の背景　４

２．「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」の目的　７

３．「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」の位置づけ　９

４．「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」とアクションプランの計画期間　１０

第２章　ユニバーサルデザインのまちづくりの現状把握

１．ユニバーサルデザインに係る国と東京都の取組　１１

２．大田区のユニバーサルデザインのまちづくりの取組事例　１７

第３章　「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」の考え方

１．大田区ユニバーサルデザインのまちづくりの課題　２１

２．大田区ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方　２９

第４章　「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」

１．大田区ユニバーサルデザインのまちづくりにおける将来のまちの姿　３２

２．大田区ユニバーサルデザインのまちづくりの基本目標　３４

３．基本目標に共通する取組　多様な人々の参画によるまちづくり　３８

４．「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」の体系図　４１

第５章　「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」の実現化に向けて／評価の方法・スパイラルアップ

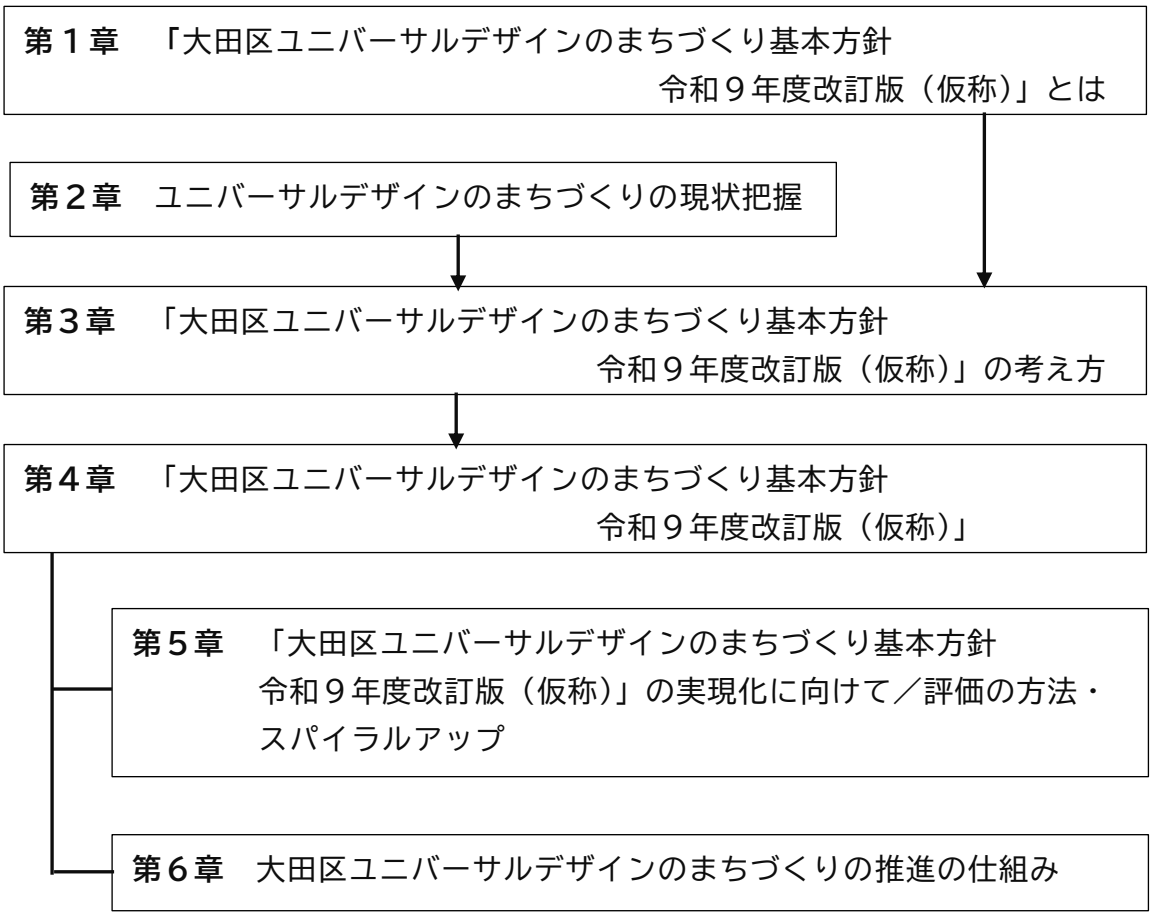
１．施策・各取組事業の評価の方法　４２

２．スパイラルアップ　４４

第６章　大田区ユニバーサルデザインのまちづくりの推進の仕組み
１．推進の仕組みの体系　４５

資料編　４７
１．バリアフリーとユニバーサルデザイン
２．おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議
３．大田区に関わる方のご意見を伺うワークショップ（大人版）
４．大田区ユニバーサルデザインのまちづくりワークショップ（こども版）
５．「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針
令和９年度改訂版（仮称）」（素案）区民意見募集
６．「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針
令和９年度改訂版（仮称）」（素案）説明会
７．用語集

■本書の構成



第１章　「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」とは

本章では、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」（以下「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」という。）の策定の背景、策定の目的、他の計画との関係と位置づけ、「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」とそれに基づくアクションプランの計画期間について説明します。

１．「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」策定の背景

本項では、「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」を策定する契機になった大田区の計画と、国と東京都の取組について説明します。

1-1．大田区基本構想・大田区基本計画とのつながり

ここでは、「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」の基になった大田区の計画について説明します。

（１）大田区基本構想

大田区は、令和 6（2024）年 3 月に策定した「大田区基本構想」で、将来のまちの姿として

「心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区」を掲げています。

区では、この目標を実現するために、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが安全・安心に日々を送ることのできるまちづくりを進めています。

（２）大田区基本計画

令和 7（2025）年 3 月に策定した「大田区基本計画」では、

「文化を伝え育み、誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」を目標の一つにしています。

そこでは、

こどもも 大人も	障がいが ある人も ない人も	性別に 関わらず	日本人も 外国人も	得意なことや 苦手なことが 違う人も

お互いを大切にし、助け合いながら誰もが笑顔でいきいき暮らせるまちを目指しています。

そのために、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」においては、

福祉について 学ぶ機会を つくること	相手の立場を理解する 「心のバリアフリー」 を広めること	区民の意見を取り入れながら、 使いやすいまちを つくること

を進めています。

（３）新しい「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」

大田区は、これまで平成 23（2011）年３月に策定した「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に基づいて取組を進めてきました。

しかし、新しい「大田区基本構想」を令和５年度（2023）、「大田区基本計画」を令和６年度（2024）に策定したことから、それに合わせて、**「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」**を新しく策定することにしました。

この新しい基本方針では、誰もが快適に過ごせるまちをつくるためには、人や社会の中にある様々なバリア「社会の中のバリア（社会的障壁）」*をなくしていくことが大切だと考えています。

コラム

＊「社会の中のバリア（社会的障壁）」

社会の中のバリアとは、建物の段差だけではありません。生活するときに困る原因となる、社会の中の様々な壁のことです。

例えば、

・移動しにくく使いにくい建物や設備

・公共の施設や制度などを使うとき、使い方やマナーがわかりづらいこと

・相手に対して「できないだろう」などと決めつける思い込みや偏った見方

・困っている人がいても気づかなかったり、声をかけにくかったりすること

など、人が快適に過ごせない原因を「社会の中のバリア（社会的障壁）」といいます。こうした壁をなくしていくことが、ユニバーサルデザインのまちづくりにつながります。



＊「社会的障壁」の定義

「障害者基本法（昭和 45（1970）年制定、平成 23（2011）年最終改正）」の「第二条二　社会的障壁」に定義されている。

《原文》「障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」

2.「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり　基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」の目的

本項では、「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」の目的と、「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」に基づく「アクションプラン」の構成について説明します。

2-1.「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」の目的

この「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」は、大田区が目指す「将来のまちの姿」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」とは何かをわかりやすく説明するものです。

そして、

・大田区に住んでいる人
・大田区で働いている人、学んでいる人
・大田区で活動している人

など、「大田区に関わるすべての人」が、力を合わせてユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくことを目的としています。

2-2.「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」と「アクションプラン」

大田区の「ユニバーサルデザインのまちづくり」の計画は、

・「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」
・「アクションプラン」

の２つでできています。

（１）「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」

「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」では、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、

・将来どのようなまちを目指すのか
・どのような目標を立てるのか
・取組の成果をどのように確認し評価するのか
・どのような仕組みで進めていくのか

を定めています。

つまり、
「どんなまちを目指して、どのように進めていくか」という基本的な考え方をまとめたものです。

（2）アクションプラン

アクションプランは、
「ユニバーサルデザインのまちづくりを実際に進めるための具体的な行動計画」
です。

ユニバーサルデザインのまちづくりに関するアンケート調査などから見つかった課題を解決するために、

・どのような取組を行うのか
・どのような事業を進めるのか

を具体的にまとめています。

アクションプランで行ったことが、計画どおりにできたかを確かめるときは、

・大田区に住んでいる人
・大田区で働いている人、学んでいる人
・大田区で活動している人

などが参加します。

それぞれの立場を大切にし、

・お互いを尊重すること
・相手を理解しようとすること
・知恵を出し合うこと
・地域の力を活かして協力すること

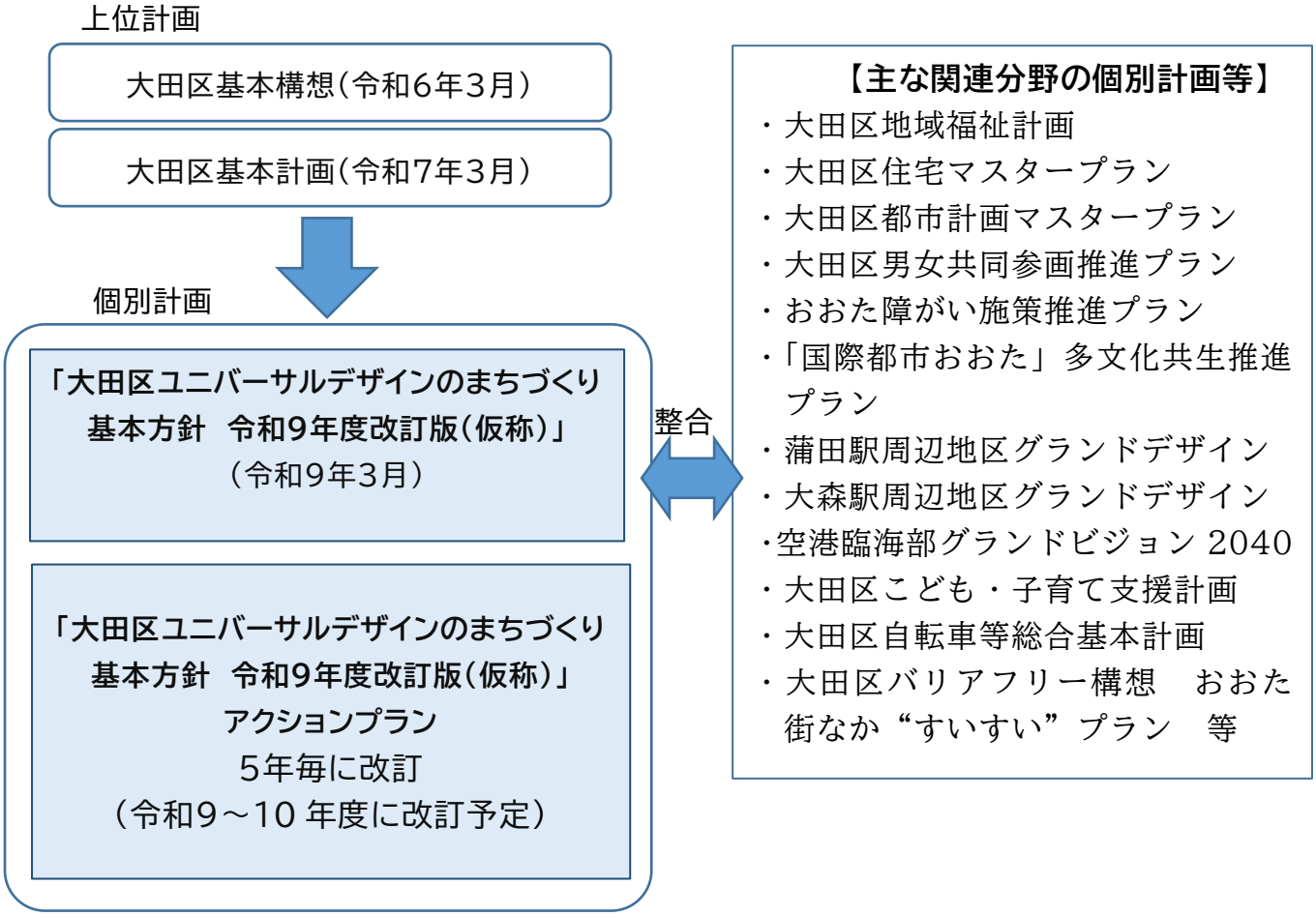
を大切にしながら、誰もが快適に過ごし、利用しやすい「ユニバーサルデザインのまち」を大田区に関わるすべての人でつくっていきます

3.「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」の位置づけ

本項では、大田区で策定された様々な計画と「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」との関係を説明します。

「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」は、大田区のまちづくりの基礎となる大きな計画である「大田区基本計画（令和６年３月）」に基づいて策定された計画です。

この基本方針は、「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」という目標のもとで、年齢や性別、国籍、身体の状況、個人の能力などに関係なく、すべての人がお互いに支えあい、安心して暮らせるまちを目指すための具体的な考え方や取組をまとめています。



４.「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」とアクションプランの計画期間

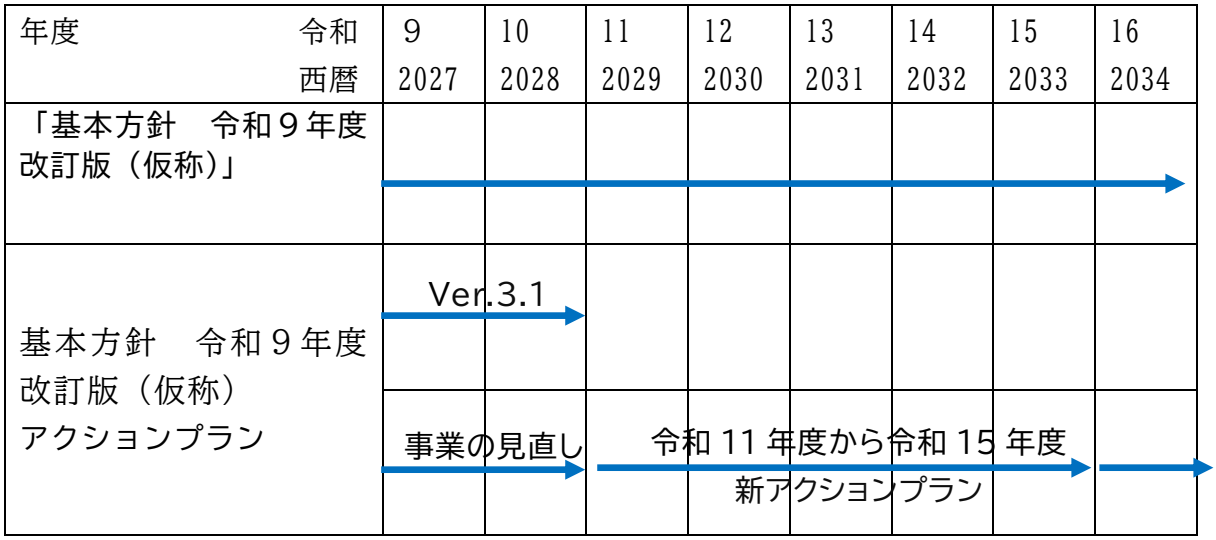
本項では、「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」と「アクションプラン」の計画期間について説明します。

【基本方針　令和９年度改訂版（仮称）】

社会の変化や新しい課題に合わせて見直します。

【アクションプラン】

・アクションプランは、５年間を１つの期間として取り組みます。
・令和６（2024）年度から令和 10（2028）年度までの「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　アクションプラン Ver.3」については、「基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」に合わせ、令和９（2027）年度と令和 10（2028）年度は、「基本方針 令和９年度改訂版　アクションプラン Ver.３．１　令和９年度から令和１０年度」（仮称）」として取り組みます。
・令和 11（2029）年度からは、５年ごとに内容を見直し、新しいアクションプランに取り組みます。



第２章　ユニバーサルデザインのまちづくりの現状把握

本章では、ユニバーサルデザインのまちづくりに関わる国と東京都と大田区の取組の一部を紹介して、ユニバーサルデザインのまちづくりについての現状を説明します。

１．ユニバーサルデザインに係る国と東京都の取組

本項では、国や東京都の取組の中で、大田区のユニバーサルデザインのまちづくりの参考になる取組を紹介します。

１-1．ユニバーサルデザインに関する国の取組

2011 年以降、国では、誰もが安全で快適に過ごせるような社会をつくるため、様々な法律や制度を制定しました。

主な取組は次の７つです。

（１）様々な困りごとをもつ人への支援を広げる

こども、高齢者、認知症の人、LGBTQ＋[*1]の人など、様々な立場の人が安心して過ごせるよう、法律や制度が整えられてきました。見た目ではわかりにくい困りごとを抱える人への支援も進められています。

（２）社会の中のバリアをなくす考え方が少しずつ広まる

障害は、その人だけの問題ではなく、社会の仕組みや環境が原因で生まれることもあるという「障害の社会モデル」[*2]という考え方が少しずつ広まっています。例えば、

・エレベーターがなく移動できない（エレベーターがあれば移動できる）

・文字だけの案内で内容がわからない（ピクトグラムなどがあれば内容がわかる）

というように、社会の側にある問題を改善することが大切だと考えられるようになりました。

また、障害のある人が困っているときには、対話（合意形成）によりできる範囲で必要な配慮をする「合理的配慮」[*3]が必要とされています。



コラム

＊1　LGBTQ＋

多数派とは異なる性のあり方をもつ人々（性的マイノリティ）の一部を指す総称です。

【レズビアン　Lesbian 】女性同性愛者

【ゲイ　Gay 】男性同性愛者

【バイセクシュアル　Bisexual 】両性愛者

【トランスジェンダー Transgender】生物学的性と性自認が異なる人

【クィア Queer】もともとは「変態」という意味で侮蔑的に使われていましたが、あえて当事者のアイデンティティを示す言葉として使われています。

【クエスチョニング Questioning 】性的指向や性自認といった自分の性のあり方が決まっていない、決められない、探求している人

【プラス　＋】その他の性の多様性を示している

ＬＧＢＴＱ＋は、上記の英語の頭文字をとって表記したものです。

参照：「多様な性のハンドブック」（令和３（2021）年　大田区）

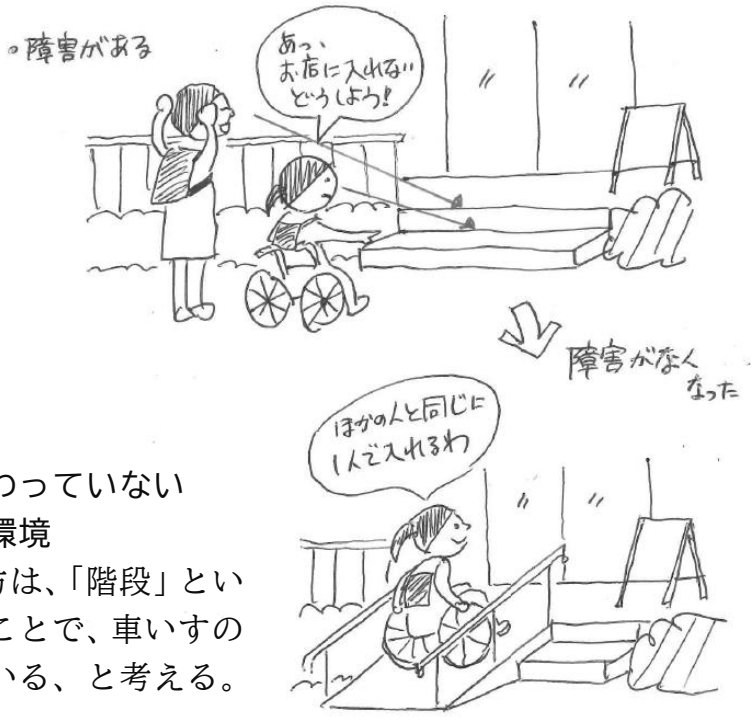
コラム

＊2　「障害の社会モデル」とは

「障害の社会モデル」とは、障害者が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという考え方です。

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく活動できる共生社会の実現のためには、このような考え方に基づき、障害者の活動や社会参加を制限している様々な社会的障壁を取り除くことが重要という考え方です。

出典：令和５年版障害者白書



【社会モデルの考え方】

車いすの人は、何も変わっていない

変わったのは、周囲の環境

「社会モデル」の考え方は、「階段」という環境にバリアがあることで、車いすの人に「障害」が生じている、と考える。

コ ラ ム

＊３　合理的配慮とは

行政機関等及び事業者に対し、障害者から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす社会的障壁の除去について意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、建設的対話により個別の状況に応じて行われる必要かつ合理的な配慮のことを指します。

合理的配慮は公共機関に義務付けられましたが、令和６（2024）年４月から、お店や会社などの民間事業者も、合理的配慮を行うことが法律で義務となっています。

出典：東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年度～令和 10 年度）

（３）「心のバリアフリー」を広める

国は、

・社会や環境にあるバリアに気がつくこと

・差別をしないこと

・色々な人と交流しながら、相手の気持ちを想像し、共感すること

を「心のバリアフリー」として大切にしています。学校でも学べるように、小学生向けや中高生向けの教材も作られています。

（４）多様な当事者の意見を取り入れる

施設やまちをつくるときには、実際に利用する人の意見を聞くことが大切です。

令和元（2019）年に建設された国立競技場や、令和７（2025）年に行われた大阪・関西万博では、様々な困りごとを抱える人や障がいのある人が、計画の段階から参加し、多くの人にとって使いやすい施設づくりに協力しました。

このような「当事者参画」は、全国に広がっています。

（５）情報を受け取りやすくする

誰もが必要な情報を受け取れるように、次のような取組が進められています。

・スマートフォンやパソコンなどを使った情報発信

・ホームページなどで行政からのお知らせを見やすく、わかりやすくすること

・手話、点字、音声、やさしい日本語など、一人ひとりに合った方法で情報を伝えること。特に、高齢者や障がいのある人にも必要な情報がきちんと伝わるようにすることが大切だと考えられています。

（６）災害時の支援を充実させる

2024 年の能登半島地震などをきっかけに、高齢者など、特に支援が必要な人（要配慮者）や、自宅で避難生活を送る人への支えが大切だと考えられるようになりました。そのため、災害が起きたときにも必要な福祉サービスを受けられるよう、ルールやしくみが見直されています。

コラム

＊災害対策基本法・災害救助法の令和 7（2025）年改正

・令和 6（2024）年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、被災者支援に関して「福祉的支援等の充実」「広域避難の円滑化」「ボランティア団体との連携」「防災 DX･備蓄の推進」、インフラ復旧・復興の迅速化等について、関連法を含めて改正されました。

・改正のポイントは、従来の「場所（避難所）の支援」から「人の支援」へと、考え方が大きく転換されたこと。背景には在宅避難、車中泊避難、避難所以外の場所に避難している場合など、その人の事情により多様で、避難所に対する支援だけでは、取り残されてしまう被災者も多いこと等の課題に対応しました。

・被災者支援に係る改正は以下の通り。

【福祉的支援の充実】　災害救助法の救助の種類や災害対策基本法に「福祉サービスの提供」が明記され、相談・支援体制が強化。

【広域避難の円滑化】　広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。広域避難者に対する情報提供の充実。

【「被災者援護協力団体」の登録制度の創設】　避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者支援に協力する NPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設し、協力を求めるとともに、国民のボランティア活動の参加を促進。

出典：災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要（内閣府）
令和 7（2025）年
https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/pdf/r7_01_gaiyou.pdf

1-2. 東京都の取組

東京都は、「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年度～令和 10 年度）～ユニバーサルデザインが浸透した都市東京を目指して～」で、下記の目標と留意すべき３つのポイントを示しています。

（１）留意すべき３つのポイント

・福祉のまちづくりで目指す社会像の共有
・高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映
・都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進

（２）目標

誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会。

（３）施策

東京都は、下記の５つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進するとしています。

①誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人が安全で快適に移動できるよう、公共交通施設等を中心とした地区等において面的･連続的な環境整備を進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、わかりやすい情報提供等を推進していきます。

②全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、障害者等の当事者参画の取組により利用者の視点に立って、建築物や公園等のバリアフリー化を一層進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、わかりやすい情報提供等を推進していきます。

③誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

情報の入手が難しい人も含めて誰でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段によりわかりやすい情報提供を行うとともに、誰でも円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、環境整備を推進していきます。

④共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、ハード面のバリアフリー化に加えて、全ての人が平等に社会参加できる環

境について考え、必要な行動を続けるなど、心のバリアフリーを実践できる環境の構築を推進していきます。

⑤誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

令和 6 年能登半島地震の発生も踏まえ、大規模災害の発生時に想定されるあらゆる場面で、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者等への対応等が着実に実践できるよう、事前の備えや応急対策の計画立案等を加速させるとともに、日常生活での事故防止を図っていきます。

出典：「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年度～令和 10 年度）

2．大田区のユニバーサルデザインのまちづくりの取組事例

本項では､｢大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針(平成 23(2011)年３月)｣及び｢大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　アクションプラン Ver.１～３｣で取り組んだ取組事業の一部を紹介します。

2-1．一人ひとりの学びを支援する取組

ユニバーサルデザインや人権に関わる、区民の学びの機会の取組を紹介します。

事例①　生涯学習講座「深める・つながる講座」

・｢深める・つながる講座｣は、学びたいと思う人なら、誰でも参加できる講座です。
・この講座では、新しい知識を学ぶだけではありません。自分とは違う考え方や感じ方にふれることで、自分の考えを深めたり、学びを通して新しい仲間とつながったりすることを大切にしています。
・耳の聞こえにくい人のために、手話通訳や話の内容を文字で伝えるサポートを行っています。また、小さなこどもがいる人が安心して参加できるよう、講座の間はこどもを預かる保育室を用意しています。
・｢おおた まなびの森｣では、動画を見ながら学べる｢動画講座｣もあります。自分の都合のよい時間に、好きな場所で学ぶことができます。



事例②　人権啓発パネル展

・毎年、12 月 4 日から 10 日の「人権週間」に、大田区では、人権について考えるための様々な活動を行っています。
・「人権啓発パネル展」では、人権についてわかりやすく説明したパネルを展示しています。また、パンフレットやグッズを配って、人権について知ってもらう活動を行っています。
・毎年「人権週間」に合わせて区報の特集号を発行しています。例えば、令和 7（2025）年度は、「伝える前に、少し立ち止まってみませんか？」をテーマに、相手を傷つけたり不快な気持ちにさせたりする「ハラスメント」について取り上げました。



2-2. 誰もが便利になる仕組みやルールづくり

大田区に関わるすべての人が快適に過ごせるための仕組みやルールづくりと周知の取組を紹介します。

事例③　大田区ＤＸ推進計画

・大田区では、デジタル技術やデータを使って、区役所の仕事や区民向けのサービスをより便利にすることを目指しています。これを「DX」といいます。
・目標の一つは、「一人ひとりに合った、やさしい行政サービス」を届けることです。デジタル技術やデータを活用し、年齢や生活の状況などが違う様々な人に合ったサービスを提供します。
・また、使う人の立場に立って、わかりやすく使いやすいサービスをつくります。区民も区の職員も、誰もがデジタル技術の便利さを感じられるようにしていきます。



事例④　公共空間におけるルールやマナーの普及・啓発活動の推進

・「おおた街なか“すいすい”プラン」では、自転車を安全に利用するためのルールやマナーを広める活動を行っています。また、看板や商品などが道路にはみ出さないようにして、誰もが安全で通りやすい道路環境づくりに取り組んでいます。



・大田区は、「移動等円滑化推進協議会」を設けて、国や東京都、鉄道会社やバス会社などと協力し、こどもから高齢者、障がいのある人まで、誰もが安心して移動できるまちづくりを進めています。

出典：大田区バリアフリー基本構想
おおた街なか“すいすい”プラン

2-3. 誰もが便利に移動や利用できるまちづくり

誰もが便利に移動や利用できるまちの整備について紹介します。

事例⑤　蒲田駅周辺のまちづくり

・蒲田駅の周辺では、エレベーターやスロープを整えるなどのバリアフリー化を進めたり、歩行者と車が通る場所を分けたりして、安全に歩けるまちづくりを進めてきました。また、駅周辺をゆとりとにぎわいのある「居心地が良く歩きたくなる」空間にすることにも取り組んでいます。
・JR 蒲田駅西口駅前広場は、平成 30（2018）年に再整備が完成しました。
・令和 5（2023）年には、東急蒲田駅南口から環八通りまでの道路整備が完成し、歩きやすく安全な道路になりました。



整備後の JR 蒲田駅西口駅前広場



整備後の東急蒲田駅南口

事例⑥　大森駅周辺のまちづくり

・大森駅東口駅前広場では、噴水や段差をなくし場所を変えて、広場全体を歩きやすい平らな空間にしました。
・また、地面の舗装を新しくし、歩く場所と休憩やイベントを行う場所の境目をゆるやかにすることで、安全で使いやすい駅前広場にしました。
・この整備は令和 2（2020）年 4 月に完成し、新しく生まれ変わった駅前広場として利用されています。



整備前の東口駅前広場



整備後の東口駅前広場

2-4. 大田区に関わる多様な人々の参画によるまちづくり

多様な人々の参画によりユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいる事例について紹介します。

事例⑦　ＵＤパートナーによるＵＤ合同点検

・大田区では、ユニバーサルデザインに関心のある区民の方に、「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー（ＵＤパートナー）」として登録してもらっています。ＵＤパートナーは、区が行う様々なユニバーサルデザインの活動に参加し、誰もが暮らしやすいまちづくりを一緒に進めています。
・「ＵＤ合同点検」では、ＵＤパートナーが道路や公園、区の施設を実際に見て、安全で使いやすいかを確認しています。工事を行う前や工事が終わった後にＵＤパートナーの意見を聞き、その意見をまちづくりに活かすことで、誰もがより利用しやすいまちを目指しています。







第３章　「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」の考え方

本章では「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」の考え方について説明します。

１．大田区ユニバーサルデザインのまちづくりの課題

本項では、第１章の国や東京都の最近の取組、第２章の大田区の取組や区民アンケートなどから見えてきた、ユニバーサルデザインのまちづくりで取り組むべき課題についてとりまとめ、説明します。

1-1．国や東京都の取組から見えてきた課題

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくうえで、国や東京都の取組から見えてきた課題について説明します。

（１）社会のバリアをなくし、一人ひとりに合った配慮を広げること

・国や東京都では、「障害の社会モデル」という考え方に基づき、困る原因となる「社会の中のバリア」をなくすことが大切だとしています。
・また、バリアをなくしたつもりでも、なお困りごとが残る場合には、その人との対話により、できる範囲で支援（合理的配慮）を行うことが求められていて、その考え方を広めていくことが課題です。

（２）支援が必要な人への取組を広げることが課題

・支援の対象は、障がいのある人だけでなく、けがをした人、外国人などで日本のことがよくわからない人、難病の人、子育て中の人、LGBTQ＋の人、認知症の人などへ広がっています。
・様々な人が快適に過ごしやすい社会をつくることが課題です。

（３）心のバリアフリーを進めることが課題

・相手を思いやり、お互いの違いを理解し、差別をなくし、必要な手助けを行うことが大切です。
・そのため、その人が困る原因となる社会のバリアについて理解し、一人ひとりに対話をしながら、できる範囲の手助けを行うことが大切です。
・また、様々な人と交流し、相手の気持ちや困りごとを考え、支え合える社会をつくることが課題です。

（４）情報や防災への対応が課題

・誰もが自分に合った方法で情報を受け取ったり発信したりできる環境づくりが必要です。
・また、災害が起きたときに、一人ひとりに合った避難や支援が受けられるよう備えることが課題です。

（５）多様な人が参加して進めることが課題

・ユニバーサルデザインの取組を進めるためには、様々な困りごとのある人や立場の違う人の意見を聞くことが大切です。
・計画づくりや実施の場に、多様な当事者や関係者が参加することが課題です。

1-2. 社会の変化から見えてきた課題

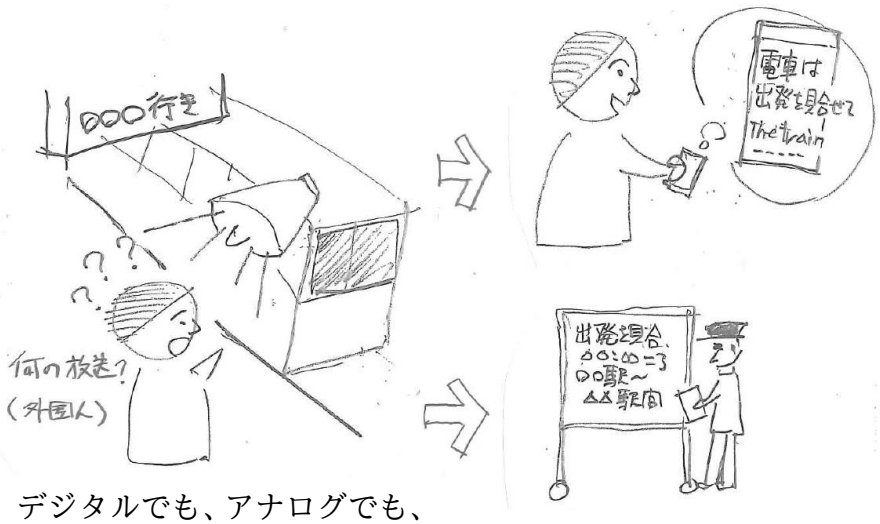
社会全体の動向や大田区のユニバーサルデザインのまちづくりのこれまでの取組から見えてきた課題について説明します。

（１）誰もが使いやすいまちにすることが課題

・この 15 年間で、スロープやエレベーターなどのバリアフリー整備が進み、建物などの物理的なバリアは少なくなりました。
・しかし、ルールを守らない行動や思い込み・偏った見方によって、利用しにくい場面もあります。そのため、設備だけでなく、人の行動によるバリアをなくしていくことが課題です。

（２）デジタルサービスを誰もが利用できることが課題

・新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、オンラインでの手続きやテレワークなどの働き方が広がりました。
・大田区でも行政サービスのオンライン化を進めていますが、デジタル機器の利用が苦手な人もいます。誰もがサービスを利用できるようにすることが課題です。



デジタルでも、アナログでも、
情報を発信する

（３）SDGs の考え方を活かしたまちづくりが課題

・大田区では、SDGs の「誰一人取り残さない」という考え方を大切にしながら、様々な取組を進めています。
・これからも、年齢や国籍、身体の状況などにかかわらず、誰もが過ごしやすいまちづくりを進めていくことが課題です。

《ユニバーサルデザインのまちづくりと関連のある SDGs》

	1　貧困をなくそう		3　すべての人に健康と福祉を		4　質の高い教育をみんなに		
	5　ジェンダー平等を実現しよう		6　安全な水とトイレを世界中に		7　エネルギーをみんなにそしてクリーンに		
	8　働きがいも経済成長も		9　産業と技術革新の基盤をつくろう		10　人や国の不平等をなくそう		
	11　住み続けられるまちづくりを		12　つくる責任つかう責任		13　気候変動に具体的な対策を		
	14　海の豊かさを守ろう		15　陸の豊かさも守ろう		16　平和と公正をすべての人に		
	17　パートナーシップで目標を達成しよう						



大田区は SDGs 未来都市選定を契機に、区民・企業・関係団体等、多様な主体の SDGs に関する行動変容を一層促し、具体的な取組につなげていくことが重要と考え、大田区オリジナルの SDGs ロゴマークを作成しました。

＊SDGs（Sustainable Development Goals）
平成 27 年（2015 年）9 月開催の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030 年までに達成すべき国際目標であり、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。

出典：大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプラン Ver.3（令和 6（2024）年 3 月）

1-3. 区民等の意見から見えてきた課題

令和７（2025）年に実施した、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する区民アンケートや区内活動団体等へのヒアリング調査などから見えてきた、ユニバーサルデザインのまちづくりで取り組む課題について説明します。

（１）公共交通機関について

・駅や電車、バスは 10 年前より使いやすくなりましたが、駅では「エレベーターを増やしてほしい」「ホームドアを設置してほしい」という意見、バスでは「バス停に屋根をつけてほしい、ベンチを置いてほしい」という意見が多くありました。
・施設の整備だけでなく、駅のトイレを清潔に保つことや、利用者へのていねいな対応も課題です。

（２）道路・歩道について

・道路や歩道に不便を感じる人は多くいました。特に、「歩道がせまい」「歩道を走る自転車やキックボードが危ない」「歩きにくい」と感じる人が多くいました。
・誰もが安全で使いやすい環境づくりと、利用マナーの向上が課題です。



（３）公園について

・改善してほしいこととしては、トイレを清潔に保ち、利用マナーを良くするとともに、「日影や雨よけの設置」「休憩所やベンチの設置」が課題として挙げられました。
・また、小さなこどもがいる家庭からは、「遊具を設置してほしい」との意見、またこどもだけではなく「大人も公園内にゆっくり休める場所がほしい」という意見があり、こどもから大人まで誰にとっても居心地が良く、利用しやすい公園づくりが課題です。

（４）こどものためのまちづくり

・道路や公園、児童館などを、こどもが安全で快適に利用できる環境にすることが課題です。

（５）区の施設について

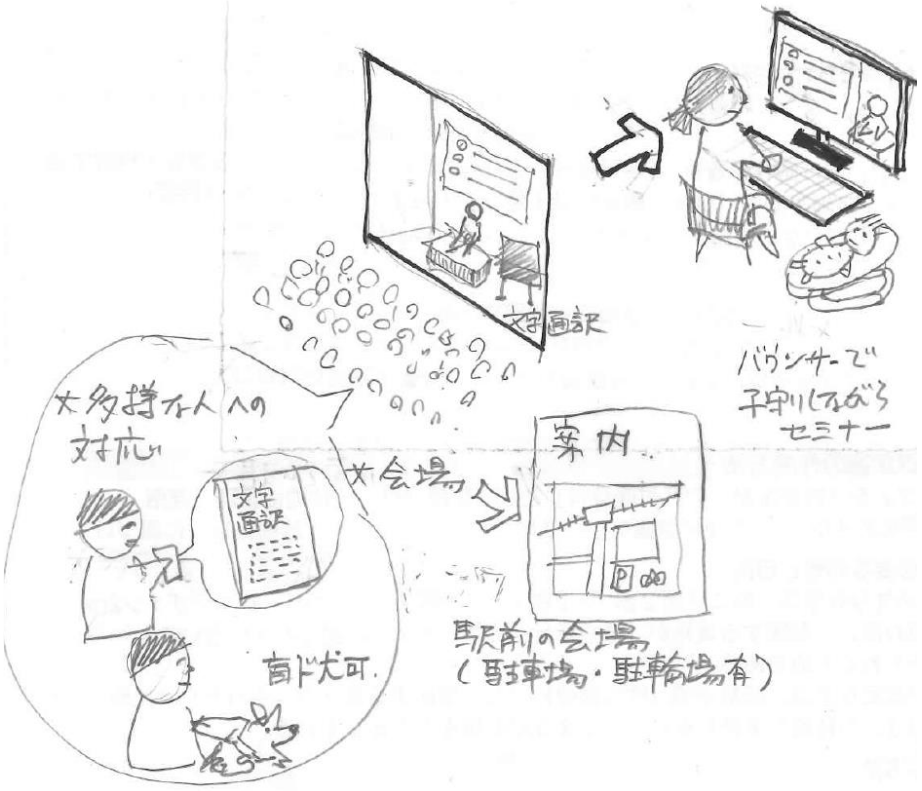
・区の施設をより利用しやすい環境に改善してほしいところとして、「休憩できる場所やベンチを増やしてほしい」という意見が多くありました。
・窓口手続きについては、より一層オンライン化を進めることが課題です。
・また、職員の対応力をさらに高め、多様な方の困りごとに気づき、柔軟に対応できるようにしていくことも大切です。

（６）お店について

・お店の出入口を広くしたり、段差をなくしたり、お店の中の通路を広くするなどのバリアフリー化が求められています。
・また、お店で手助けが必要な人の多くは、店員からサポートを受けていました。今後も一人ひとりに対して対話によりできる範囲で手助け（合理的配慮）をして、その対応を広めていくことが課題です。

（７）講演会・イベントについて

・会場参加だけでなく、オンラインでも（あとで動画でも見られることを含めて）参加できる環境が求められ、加えてオンライン（インターネット）での申し込みを可能としてほしいとの声も多くありました。
・会場の決定は、駐車場や駐輪場があるかどうかや駅からの距離も考えて、行うことが望まれています。
・また、こども連れの人や視覚や聴覚に障がいのある人も参加しやすい運営の対応が課題です。



（８）防災訓練について

・防災訓練の情報を前もってわかりやすく伝え、大勢かつ多様な方々が参加しやすいように工夫することが課題です。
・また、毎回同じ曜日の同じ時間帯に実施するのではなく、他の曜日で時間帯も変更するなど防災訓練の日に都合がつかない人への配慮も望まれています。

（９）助け合いについて

・アンケートの結果では、まちの中で困っていそうな人を見かけても、「声をかけないことが多い」と答えた人が半分以上いました。困っている人に声をかけたり、自分が困ったときに助けを求めたりしやすい社会づくりが課題です。



(10)制度やルールについて

・外国人や性的マイノリティ*の方などが不利益を受けないよう、制度やルールを見直していくことが課題です。

＊性的マイノリティ
「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々は、性的マイノリティあるいは LGBTQ＋などと呼ばれています。
参照：「多様な性について知る BOOK」（令和２年３月　東京都）

(11)多様な方への理解と対応について

・「障害の社会モデル」や「合理的配慮」という考え方を知らない人がかなり多いため、学ぶ機会を増やすことが課題です。
・見た目だけではわからない困りごとのある人や目に見えない障がいのある方もいます。お互いの違いを理解し、尊重することが大切だという意見がありました。
・お互いを自然に受け入れ、偏った見方をなくすなど、社会のバリアをなくし、誰もが快適に過ごせるまちづくりにつなげていくことが大切です。

2．大田区ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方

本項では、大田区が「障害の社会モデル」の考え方をユニバーサルデザインのまちづくりにどのように取り入れて進めるのかを説明します。

2-1．ユニバーサルデザインのまちづくりとは

あらためて「ユニバーサルデザイン」と、大田区の考える「ユニバーサルデザインのまちづくり」について説明します。

（1）ユニバーサルデザインとは

年齢、性別、国籍、身体の状況などに関係なく、より快適な環境とするために、はじめからあらゆる方法でバリアを生み出さないように、まちや建物、サービスを整えるように改善していくことです。

（2）大田区のユニバーサルデザインのまちづくりとは

大田区のユニバーサルデザインのまちづくりとは、誰もが使いやすく、安心して快適に過ごせるまちをつくることです。

誰もが安心して暮らし、学び、働き、訪れ、人と交流できる環境を整えていきます。

そのために、困りごとの原因となる「社会の中のバリア」（社会的障壁）をなくし、誰もが活動しやすい環境にしていきます。

また、大田区に関わるすべての人が、ユニバーサルデザインの大切さを理解し、お互いを思いやり、協力しながらまちづくりを進めます。

2-2.「障害の社会モデル」の考え方を活かし、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます

ここでは、ユニバーサルデザインのまちづくりを、障害の「社会モデル」の考え方をヒントにして取り組むことを説明します。

（１）まちの中の困りごとの原因は「社会の中のバリア（社会的障壁）」にある

人が困る原因には、大きく分けて２つあります。

①「障害の医学モデル（個人モデル）」の考え方

本人の体や心の状態が原因となるもので、体の動きや見え方・聞こえ方、本人の考え方や感じ方などが関係する困りごとです。

この考え方では、困りごとの原因が本人の体や心の中にあるので、困りごとを取り除くには、主に本人の努力（医療やリハビリ、カウンセリングを受けるなど）を求めることになります。

このような考え方を「障害の医学モデル（個人モデル）」といいます。困りごとを減らす取組は基本的に各々の個人が対象になりますので、まちづくりとしての取組と馴染みにくい側面があります。

②「障害の社会モデル」の考え方

「社会の中にあるバリア（社会的障壁）」が原因となるもので、まちの施設や建物、社会のしくみ、サービス、周りの人の考え方や対応などが原因で困ることです。

この考え方では、外出したり、学んだり、働いたりするときに困る原因が、段差のある歩道や利用しにくい建物、必要な支援がないこと、差別や偏った見方などの、本人の周辺にある環境、即ち「社会の中のバリア（社会的障壁）」にあると理解するものです。

このような考え方を、「障害の社会モデル」といいます。「障害の社会モデル」では、本人の側ではなく、「社会の中のバリア（社会的障壁）」をなくしたり減らしたりすることで、様々な人の困りごとを減らし、誰もが安心して暮らし、学び、働き、訪れ、交流できる社会を目指します。

（２）大田区のユニバーサルデザインのまちづくりでは「障害の社会モデル」の考え方を取り入れます

大田区のユニバーサルデザインのまちづくりでは、「障害の社会モデル」の考え方を取り入れて進めます。

また、「障害の社会モデル」の考え方を広げ、障害のある人だけでなく、けがや病気の人、高齢者や外国人、妊娠中や子育て中の人、性的マイノリティなど、様々な人が困る原因にも、「社会の中のバリア（社会的障壁）」があると考えます。

そのため困りごとの原因となる「社会の中のバリア（社会的障壁）」を減らしたりなくしたりすることで、移動しやすく、施設やサービスを利用しやすくするとともに、差別や偏った見方をしない、誰もが安心して暮らし、学び、働き、訪れ、人と交流できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

第４章　「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」

本章では「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」について説明します。

１．大田区ユニバーサルデザインのまちづくりにおける将来のまちの姿

大田区では、将来のまちの姿として、すべての人が快適に過ごし、お互いを大切にしながら活動できるユニバーサルデザインが進んだ未来のまちの姿を、次のように考えます。

人と人とが互いに尊重し合い、大田区に関わるすべての人でつくるユニバーサルデザインのまち

一人ひとりを大切にし、社会参加を阻害（必要な支援がない、情報が届かない、無視や仲間はずれに）されず、それぞれの希望や夢に向かって活動できるまちを目指します。

困りごとのある人も、自分の考えで安心して社会に参加できるよう、利用しやすい環境や仕組みを整えます。

ユニバーサルデザインのまちづくりが進んだ大田区では、誰もが安心して社会に参加し、人権が尊重され、個人の尊厳が守られ、公平な機会を提供できるまちを目指します。

「大田区に関わるすべての人」とは、大田区に住んでいる人、働いている人、学んでいる人、活動している人、区（行政）などを含みます。このように多様な人が協力して、誰もが快適に過ごせるまちをつくります。

■ＵＤまちづくりが進み、多様な人が困難なく社会参加しているイラスト



2．大田区ユニバーサルデザインのまちづくりにおける基本目標

本項では、目指す姿に向けた３つの基本目標を説明します。

2-1. 基本目標１　自分らしい生き方の実現

社会生活の不利をなくし、個々の特性に合わせた、
誰もが尊重される関係づくり

人の思い込みや制度、情報の伝わりにくさなどのバリアをなくし、人権と多様性を大切にし、誰もが安心して社会に参加できるまちを目指します。

（１）多様性を尊重する意識づくり

大田区に関わるすべての人が、一人ひとりの違いを認め合い、相手を大切にする気持ちを育てます。こどもから高齢者、外国の人、障がいのある人、大田区で学ぶ人や働く人、活動している人など、誰もが安心して過ごせるまちを目指します。

外国の人とは、文化や宗教、生活習慣の違いを理解し、お互いを尊重することで、困りごとやトラブルを減らし、安心して暮らせる地域をつくります。



（２）偏った見方をなくし、人権や尊厳を大切にする

一人ひとりの違いを正しく理解し、思い込みや偏った見方をなくして、誰も差別しない気持ちを広げます。そうすることで、人への接し方や行動が変わり、困っている人を減らすことができます。

このような取組を進めることで、すべての人の人権や尊厳を大切にし、誰もが快適に過ごせるまちを目指します。

（３）誰でも情報を受け取ったり、発信やすい環境づくり

必要な情報を、必要なときに、誰でもわかりやすく受け取れ、発信しやすい仕組をつくります。

そうすることで、困ることが減り、誰もが安心して行動し、社会に参加しやすくなります。

（４）誰もが社会に参加できる制度づくり

制度やルール、仕組みを見直し、誰もが不利にならないことを目標とします。そうすることで、一人ひとりが安心して、社会に参加できるまちを目指します。

2-2. 基本目標２　わかりやすく、使いやすいまちづくり

個々の状況の違いによる不便が生じない
移動・利用環境の整備

道路や建物、設備などの使いにくいところをなくし、誰もが移動しやすく、施設などについて利用しやすい環境をつくることで、困りごとや不便を減らすことを目指します。

（１）物理的な「社会の中のバリア（社会的障壁）」を取り除く

「まち」とは、道路や歩道、横断歩道、公園、公共施設、お店など、多くの人が利用する施設や、案内板・標識などのことです。

こうした場所に段差や狭い通路などのバリアがあると、移動や利用がしにくくなり、人の助けが必要になることがあります。誰もができるだけ自分で安心して移動し、利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、使いやすいまちづくりを進めます。

（２）必要な配慮で、誰もが利用しやすくする

道路や建物のバリアをなくしても困りごとが残る場合や、すぐに改善できない場合は、対話により一人ひとりにできる範囲の配慮を行い、誰もが安心して移動したり施設を利用したりできるようにします。



（３）快適に過ごすためのルールを広める

道路や施設は、多くの人が使いますが、自動車だけでなく、自転車やキックボードも乗り方によっては、危険や不安を感じる人がいます。誰もが安全で気持ちよく過ごせるように、道路や施設の正しい使い方やルールを広めていきます。

2-3. 基本目標３　取組が持続する仕組みづくり

様々な背景を持つ多様な人々の
安全と利用を支える取組の土台づくり

ユニバーサルデザインのまちづくりを実現し続けるために、今から必要な準備や取組を進めていき、安心して住み続けるための継続的なまちづくりをします。

（１）災害や避難に備えるための防災の取組

災害が起きたときに、誰もが安全に避難できるよう、道路や施設などを使いやすくするとともに、避難が難しい人への支援や環境づくりを進めます。

また、ふだんから大勢かつ多様な方々で防災訓練を実施し、避難の方法や避難するタイミングを確認しておくことで、災害のときに命を守り、被害を減らすことにつながります。

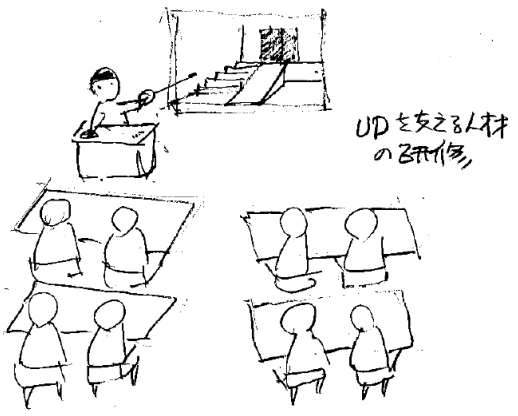
早めの避難を広め、誰もが安心して避難し、避難所でもできるだけ困らずに過ごせるまちを目指します。

（２）ユニバーサルデザインのまちづくりを支える人を育て、増やします

継続的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくために、その基盤となる取組に参加する人を増やしていきます。

様々な立場の人と交流し、お互いを理解する機会を増やすことで、誰もが安心して過ごせるまちづくりにつなげます。

区民、事業者、地域の団体、区（行政）などが、それぞれの役割を果たし、協力しながらまちづくりを進めます。



３．基本目標に共通する取組
多様な人々の参画によるまちづくり

本項では、３つの基本目標に共通して取り組むこととしている「多様な人々の参画によるまちづくり」について説明します。

ユニバーサルデザインのまちづくりは、大田区に関わるすべての人が安心して社会に参加できるまちを目指す取組です。そのため、社会参加に困っている人や不便を感じている人の声を大切にし、検討の場にも参画いただいて、多様な人が一緒に考えることにより、困りごとを減らす環境をつくることが大切です。

（１）計画や設計の段階から利用する人の意見を聞く

施設やまちをつくるときは、使う人や関わる人の意見を事前に聞き、多様な人が使いやすいように計画や設計を進めることを目指します。

特に、困っている人や不便を感じている人の声を聞くことで、よりよい改善につながり、多様な人に使いやすい施設やまちをつくることを目指します。

（２）完成したときに使いやすさを確認する

施設やルールなどが完成したら、ユニバーサルデザインの考え方に合った、使いやすいものになっているかを確認します。そこで見つかった課題は改善に努めるとともに、次の施設やルールづくりにも活かし、よりよいまちづくりにつなげます。

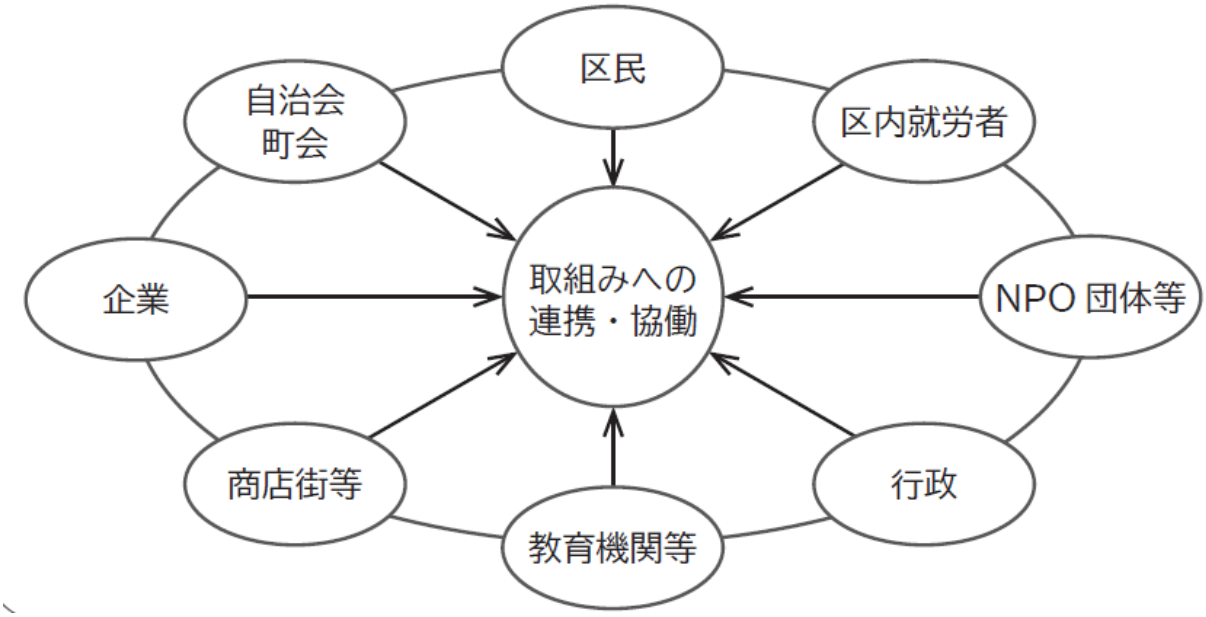
（３）利用が始まった後も見直しを続ける

施設やルールなどは使い始めてからも、新しい課題や改善点が見つかることがあります。利用した人の意見を聞きながら、より使いやすくなるように改善を続け、誰もが安心して利用できる施設やルールづくりなどを目指します。

（４）多様な人が協力して進める

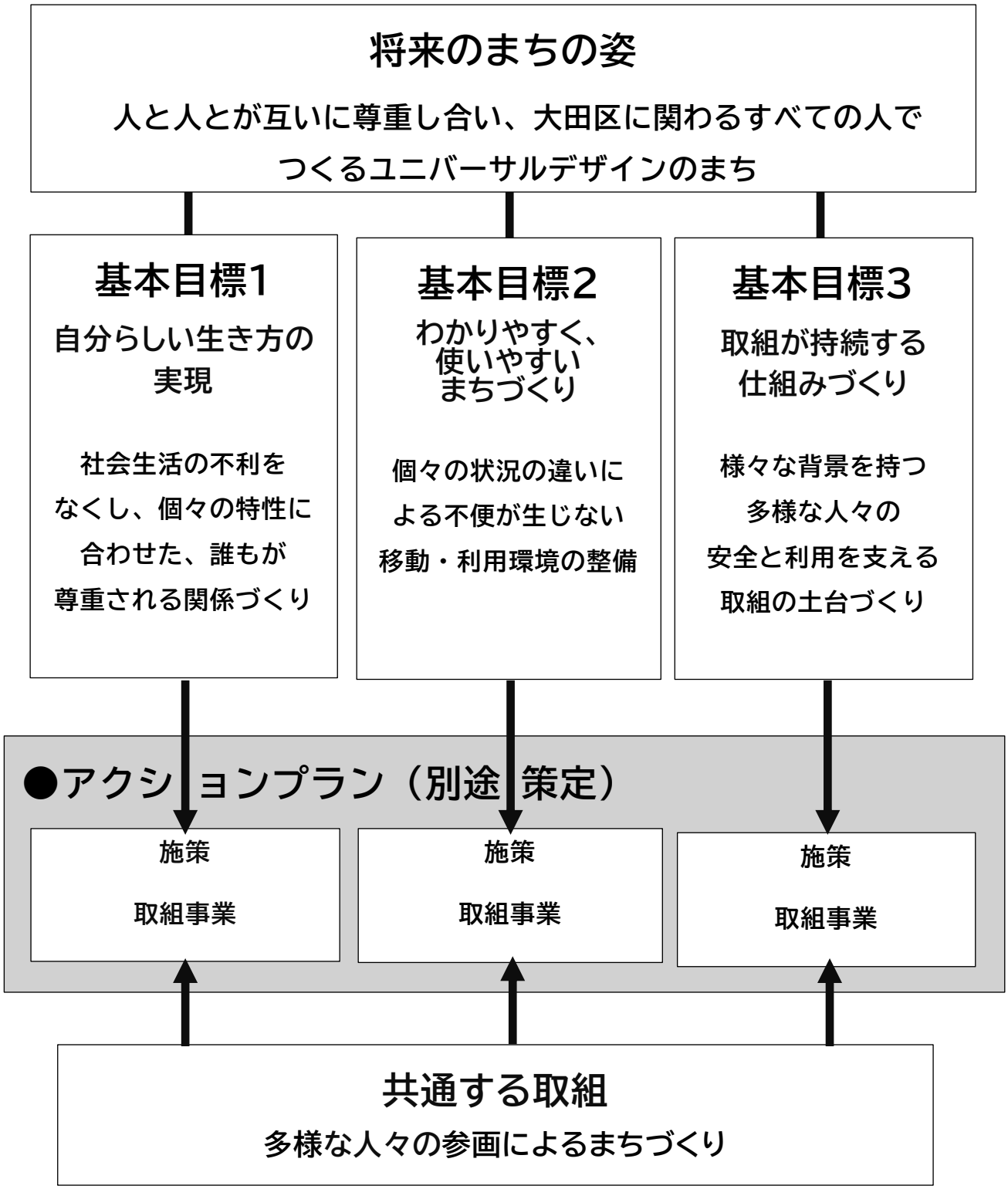
ユニバーサルデザインのまちづくりは、大田区に住んでいる人、働いている人、学んでいる人、活動している人、区（行政）など、様々な人が協力して進めます。

それぞれが役割を分担し、力を合わせてアクションプランの取組を進め、誰もが快適に過ごせるまちを目指します。



＊多様な人々の参考例

４.「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」の体系図



第５章　「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和 ９ 年度改訂版（仮称）」の実現化に向けて／評価の方法・スパイラルアップ

本章では、ユニバーサルデザインのまちづくりを着実に進め、もっと使いやすく、快適に過ごせるまちにするために、施策や各取組の評価の方法と、スパイラルアップの考え方について説明します。

１．施策・各取組事業の評価の方法

「大田区ユニバーサルデザイン基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」とアクションプランの施策・各取組事業の評価の方法として、アウトプット評価とアウトカム評価の２通りの方法、及び事前検討・事後評価について説明します。

1-1．アウトプット評価

アウトプット評価とは、それぞれの取組をどれくらい実施できたかを確かめる方法です。

アクションプランで定めた目標に対して、どれだけの分量が取り組めたかを評価します。目標どおり、または目標以上にたくさんできれば、高い評価になります。

評価する方法としては、事業のイベントなどに参加した人の人数、取り組んだ回数、施設を作るときなどの整備した広さや長さなど、数字でわかるものを使います。

1-2．アウトカム評価

アウトカム評価とは、区がユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んだ結果、大田区に関わる人にとって、暮らしや生活がどのようによくなったか、活動がどうようにしやすくなったかを確かめる方法です。

アクションプランを策定するときに、どのように効果を調べるかもあわせて考えます。

例えば、大田区に関わる人にアンケートやインタビューを行い、アクションプランなどの事業の結果、「使いやすくなった」「困ることが減った」「出かけや

すくなった」「安心して活動できるようになった」などの変化を調べます。こうした良い変化が多いほど、高い評価になります。

また、新しくつくった施設は、実際に使う人の意見を定期的に集めます。そして、その意見を活かして、これから区がつくる施設を、さらに使いやすくしていきます。

1-3. 事前検討・事後評価

事前検討とは、例えば施設の場合、施設をつくる前に、誰もが使いやすいかをユニバーサルデザインの考え方で確認することです。特に、法律などに定められた一般的な決まりごとどおりに計画や設計をするのみでは、ユニバーサルデザインとして課題のあるところに配慮できていないこともあるため、事前に利用する人や多様な人に参加していただき、一つひとつよく考えて計画や設計を行います。

事後評価とは、施設が完成したあとに、実際に使いやすいかを確かめることです。利用する人や多様な人の意見を聞きながら、さらに使いにくいところを改善し、誰もが安心して使える施設を目指します。

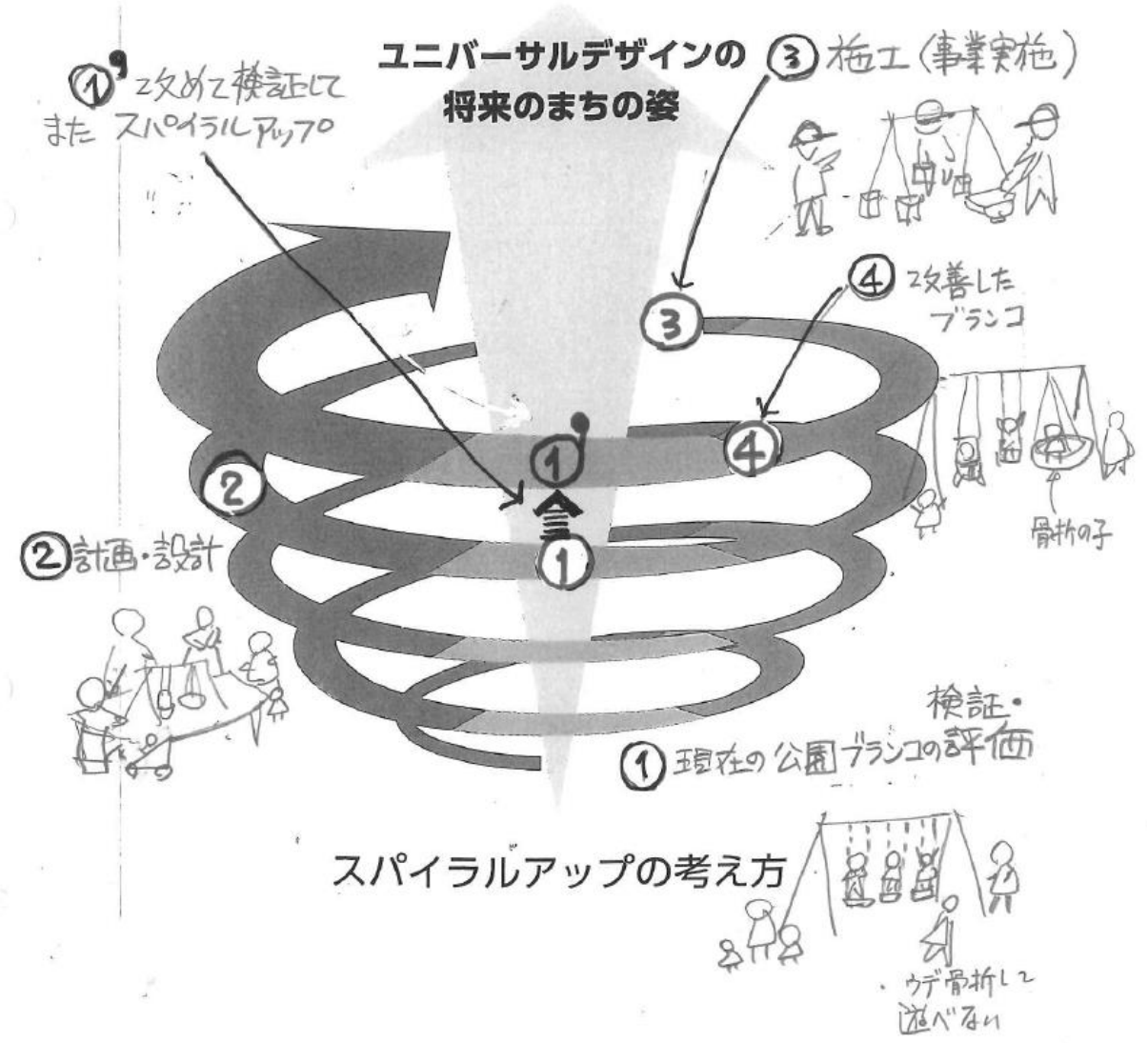
2．スパイラルアップ

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるうえで、大切な考えであるスパイラルアップについて説明します。

2-1．ユニバーサルデザインの情報を活かしたスパイラルアップ

「スパイラルアップ」とは、事後評価や利用した人の意見を記録し、次に同じような取組をするときに役立てることができるようにすることです。

集めた情報を次の取組に活かして改善を続けることで、ユニバーサルデザインのまちづくりを、下のイメージ図に示したように、少しずつよりよいものにしていきます。



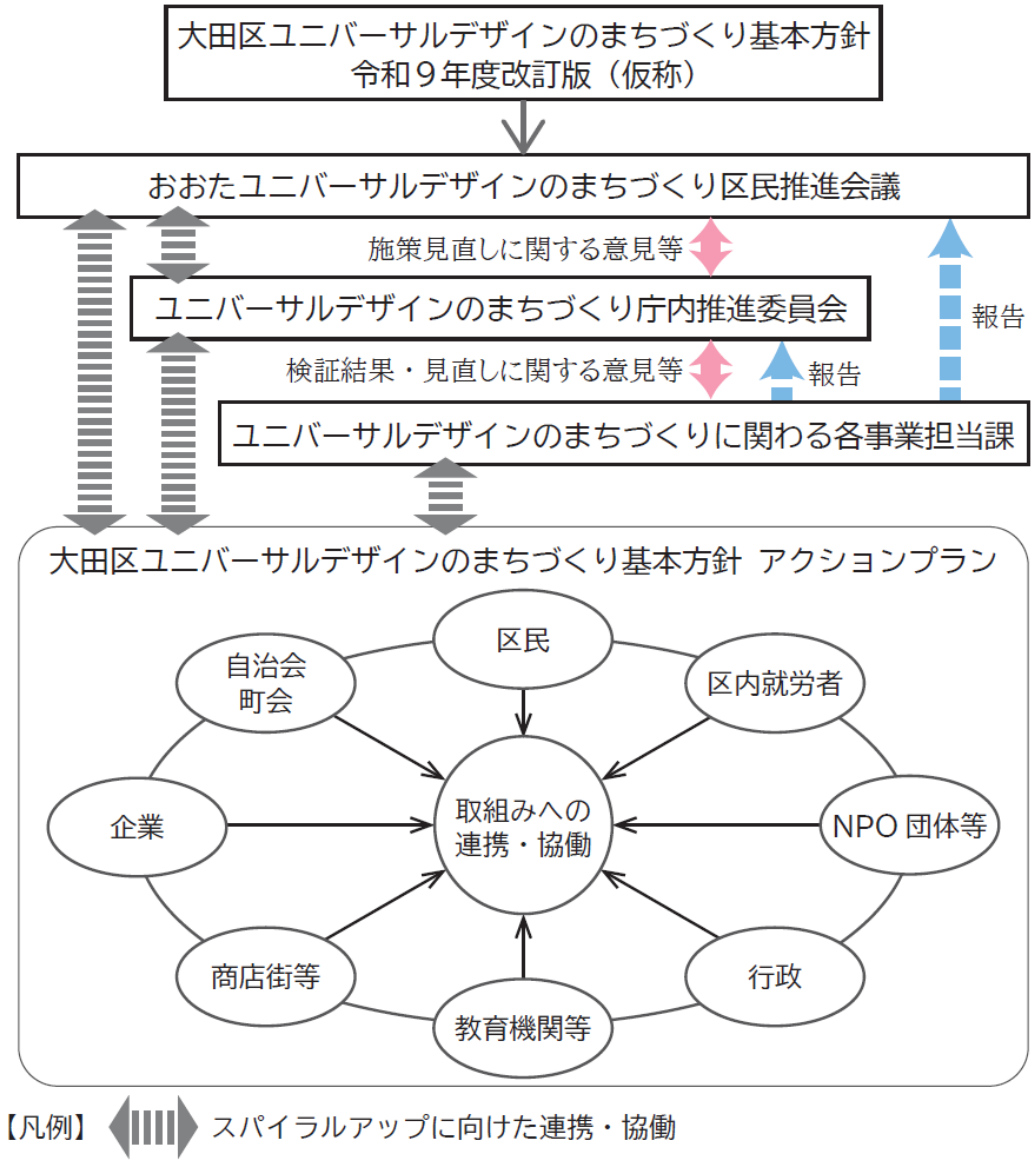
第６章　大田区ユニバーサルデザインのまちづくりの推進の仕組み

本章では、「ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」に基づくアクションプランの取組の推進の体制について説明します。

１．推進の仕組みの体系

「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」を進めるための取組は、「おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議」と「ユニバーサルデザインのまちづくり庁内推進委員会」が連携・協力し、大田区に住んでいる人、働いている人、学んでいる人、活動している人、区（行政）など、様々な人が一緒になって進めます。

■推進の仕組み体系図



1-1. おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、学識経験者、福祉団体、まちづくり団体、地域、商工業・観光事業者、教育機関、交通事業者、ユニバーサルデザインに関心が高い区民等が話し合う会議です（以下「UD 区民推進会議」という。）。

UD 区民推進会議では、基本方針に基づくアクションプランの推進状況に関することや、ユニバーサルデザインのまちづくりについて各主体＊へ働きかけることなどを話し合います。

＊各主体：「ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和 9 年度改訂版（仮称）」で定めるまちづくりを推進する区民、事業者、地域の団体等及び区をいう。
出典：おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議設置要綱（平成 23 年、平成 30 年一部改正）

1-2. ユニバーサルデザインのまちづくり庁内推進委員会

ＵＤ庁内推進委員会は、福祉部長を委員長、まちづくり計画調整担当課長を副委員長とし、関係各課で構成しています。
UD 区民推進会議で出された意見や提案について、様々な視点から庁内で話し合い、よりよい方法を考えるための委員会です。

出典：おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議設置要綱（平成 23 年、平成 30 年一部改正）

1-3. ユニバーサルデザインのまちづくりアクションプラン

まちの課題を解決し、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、「何を、いつ、どのように行うか」をまとめた行動計画です。
具体的には、ユニバーサルデザインのまちづくりに関係する、区の施策、取組事業を取上げています。アクションプランに基づく毎年事業の進捗については、UD 区民推進会議に報告しています。

資料編

１．バリアフリーとユニバーサルデザイン

２．おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議

1-1．おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議開催記録

３．大田区に関わる方のご意見を伺うワークショップ（大人版）

（令和８（2026）年６月 26 日）

４．大田区ユニバーサルデザインのまちづくりワークショップ（こども版）

（令和８（2026）年７月 21 日）

５.「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」（素案）区民意見募集　（令和８（2026）年 12 月）

６.「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」（素案）説明会　（令和８（2026）年 12 月）

７．用語集（試案）

以上計約１０ページ、今後の追加予定３～６ページ程度と予想。

１．バリアフリーとユニバーサルデザイン

・バリアフリーは、生活する上でバリア（障壁）となるものを除去（フリー）することで、障がい者や高齢者等の物理的なバリア（障壁）を取り除くことから始まった考え方です。現在は障がい者や高齢者に限らず、多様な方々を対象に、物理的な段差の解消だけでなく、制度、文化・情報、人々の意識など、生活の妨げとなるあらゆるバリア（障壁）をなくし、誰もが快適に暮らせる環境づくりを目指す考え方です。

・ユニバーサルデザインは「あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること」としています。

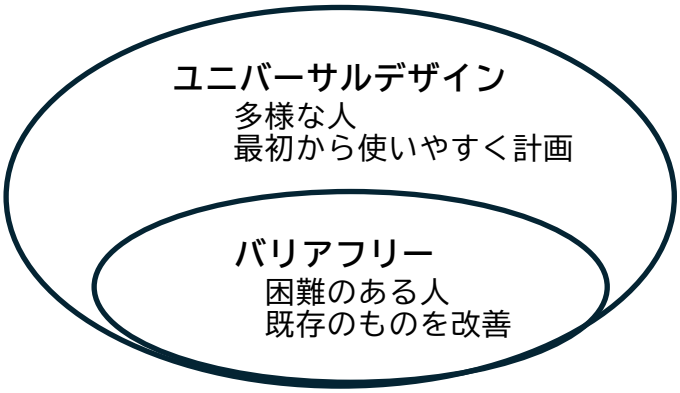
・このようにバリアフリーもユニバーサルデザインも、多様な人々が社会参加できる環境づくりを目指しています。

・大田区のユニバーサルデザインのまちづくりでは、今あるまちの中のバリア（障壁）については、そのバリア（障壁）を取り除く取組（バリアフリー整備）を進めつつ、新たな取組ではユニバーサルデザインの視点を取り入れるようにしています。
・なお、バリアフリー整備をする時でも、ある特定の人のバリア（障壁）の解消でなく、多様な人々にとってもバリア（障壁）とならないように、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ改善しています。

■バリアフリーとユニバーサルデザインの関係

・バリアフリーは、既存のバリア（障壁）を改善し取り除く考え方。

・ユニバーサルデザインは、最初からできるだけ多様な人が使いやすいようにする考え方。



■バリアフリーとユニバーサルデザインの特徴

項　目	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
考え方	既存のバリア（障壁）の解消	最初からバリア（障壁）を作らない
対象者	困難のある人々	できる限り多様な人
取組方法	後から改善・改修	計画・設計段階から取組
取組姿勢	バリア（障壁）の解消で完成	新たなニーズに絶えず対応（スパイラルアップ）
事例	出入口の階段にスロープ設置	出入口に段差を設けない

■ユニバーサルデザインの７原則

①公平性の原則（だれにも公平に利用できること）
②柔軟性の原則（利用者に応じた使い方ができること）
③単純性と直観性の原則（使い方が簡単ですぐわかること）
④安全性の原則（使い方を間違えても、重大な結果にならないこと）
⑤認知性の原則（必要な情報がすぐに理解できること）
⑥効率性の原則（無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること）
⑦快適性の原則（利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること）

出典：福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン
～身近な建築物からはじめるユニバーサルデザインのまちづくり～
（東京都）

・1997 年に、アメリカのノースカロライナ州立大学のユニバーサルデザインセンター（ロナルド・メイスほか）が発表しました。

2．おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議

2-1．おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議開催記録

（1）令和7（2025）年度

	年月日	内容（議事）
第27回	令和7年（2025）7月7日	・おおたユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプラン指標の取組について ・おおたユニバーサルデザインのまちづくりアンケート調査について ・新たなユニバーサルデザインのまちづくり基本方針骨子への提言作成について
第28回	令和7年（2025）12月19日	・実態調査について(アンケート調査及びヒアリング調査) ・国・都の政策動向について（報告） ・他自治体における UD 推進計画等の事例について（報告） ・骨子の方向性について
第29回	令和8年（2026）3月12日	・ＵＤ実態調査報告書(アンケート調査・ヒアリング調査)について ・大田区ＵＤのまちづくり基本方針 骨子の構成（案）について ・第６期委員への申し送り事項の確認について

（2）令和8（2026）年度

	年月日	内容（議事）
第30回	令和８年（2026）5月15日	・「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」とアクションプランの改訂スケジュール(案)及び令和８年度スケジュール(案) ・「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」等について第６期委員への申し送り ・「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」 骨子(案) ・「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」を考えるワークショップ「大人版」「こども版」について(案)
第31回	令和８年（2026）8月20日	・「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」素案（案１） ・大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版　アクションプラン Ver.3.1（案１）
第32回	令和８年（2026）10月20日（予定）	・「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」素案（案２） ・大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版　アクションプラン Ver.3.1（案２）
第32回	令和９年（2027）2月2日または5日（未定）	・「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」（案）（全編版） ・「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版（仮称）」（案）（概要版） ・大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針令和９年度改訂版　アクションプラン Ver.3.1（案）

3．大田区に関わる方のご意見を伺う ワークショップ（大人版）

3-1．概要

テ　ー　マ	ＵＤのまちづくりを進めるために大田区に関わる方の声を伺う会
開催日時	令和８（2026）年６月 26 日　13 時 30 分～16 時
場　　所	大田区立 消費者生活センター　２階　大集会室
参　加　者	25 名　（その他、学識経験者２名、区職員等 11 名） ・大田区子ども家庭支援センター子育て応援コーナー運営委員会 ・大田区青少年対策地区委員会 ・大田区シルバー人材センター ・大田区シニアクラブ連合会 ・大田区社会福祉協議会 おおた地域ボランティアセンター （センター長・地域共生担当２名・災害ボランティア担当１名） ・大田区地域包括支援センター（馬込・上池台・やぐち） ・片柳学園 教育イノベーション戦略室兼留学生センター ・国際都市おおた協会（韓国） ・特定非営利活動法人 PoE International Exchange ・特定非営利活動法人ジェンダー平等 Labota ・フォーラム大田高次脳 ・ハローワーク大森 ・UD パートナー２名 ・大田区高次脳機能障害当事者会 ・特定非営利活動法人色えんぴつ ・国際交流員（米国） ・区民３名　（順不同）
プログラム	・講話「ＵＤのまちづくりについて」（川内美彦先生） ・大田区のＵＤのまちづくりについて説明 ・グループワークで、「課題（困りごとなど）」「解決策のアイディア」を出してとりまとめ ・発表





3-2. 当日の意見概要

（1）テーマ１：情報の取得・発信の UD

課題（困りごと）	解決策のアイディア
・会議資料、配布物の文字が小さく読みにくい。 ・見やすさ・読みやすさへの配慮が不足している。	・配布資料、投影資料、掲示物は、初めから大きめの文字で作成する。 ・情報量を詰め込み過ぎず、読みやすい余白や行間を確保する。
・母語が英語ではない外国人には英語だけでは十分に伝わらない。 ・やさしい日本語が足りない。	・やさしい日本語を使う。 ・対応する側の意識を高める。 ・翻訳・通訳サービスを活用する。
・スマホが使える人には便利になる一方で、使えない人が取り残される。	・スマホサポートの場をつくる。 ・人によるサポートを併せて整える。
・スマホを通じたトラブルが増加。 ・便利さと危険が同時に広がる。	・ネットリテラシー教育を行う（若者だけでなく、こどもも大人も） ・家庭、地域、学校でルールづくり。
・窓口でしかできない手続きがある。 ・窓口をたらい回しされる。	・オンライン化をさらに進める。 ・便利な既存のサービスを周知する。 ・手続き情報を探しやすく整理する。
・地域のイベント情報などが届きにくい。（特に外国人や視覚障がい者） ・情報が色々なところにあり、探しにくい。	・SNS・LINE などで直接情報が届く仕組みをつくる。 ・イベント、講座、手続きなどの情報を集約し、誰でも簡単に検索できるようにする。
・多くの人が歩く場所に案内サインがあると、立ち止まって読めない。	・安全な場所にサインを設置する。 ・サインを増やし、見やすくする。
・日本語が得意でない人は、日本語しか表示されていない食券機など使いにくい。	・注文方法を複数用意する。 ・店舗側の意識を高める（外国人対応） ・スマホの便利機能を周知する。
・要介護、要支援認定者は情報取得を家族や知人に依存している。	・地域で信頼できるサポートの仕組みをつくる。 ・安心できる生活支援サービスを整える。
・「障害の社会モデル」の認知度が低い。	・小学生の段階から学ぶ機会をつくる。 ・講座などで知る機会を増やす。

（2）テーマ２：文化・制度・意識の UD

課題（困りごと）	解決策のアイディア
・外国人に対して、あからさまではなく、無意識の偏見がある。 ・外国人に対する差別が強くなってきている。	・お互いを知るために、人と人が繋がる機会をつくる。 ・偏見を持っている人の意見にも耳を傾け、意識の転換を促す。
・無意識の偏見は外国人以外の若者やジェンダーなどにもある。	・区民の多様性を知る機会をつくる。 ・官民連携（協働）で取り組む。 ・様々な立場の当事者を含めた継続的なワークショップを実施する。
・外国人に対する偏見により雇用につながらず、人手不足が解消しない。	・希望する事業者へのサポート（補助金）などを行い、外国人に職場体験（小中学生だけでなく、大人も）、企業説明会を実施する。

（3）テーマ３：移動の UD

課題（困りごと）	解決策のアイディア
・坂が多く、高齢者などは外出に制約がある。	・移動が困難な環境に暮らす人たちをサポートする制度を設ける。
・まち中に座れるベンチが少ないので、歩いての移動が難しい。	・ベンチやトイレの位置、安心して移動できるルートが書かれているマップをつくる。
・歩行者、自転車、車が通るところが分かれている道路が少なく、危ない。	・車道を走る自転車の人が安心できるように、ポールなどがあると良い。 ・道路を作り直すときは少し広めにしたり、歩行者、自転車、車を分離できると良い。
・自転車の交通ルールが新しくなったが、ルールが多すぎて把握できない。	・地域の人が交通ルールや安全について考えられる機会を設ける。
・移動が困難な人が利用できるサービスはあるが、事前予約が必要だったり、台数が少なく予約できないなど困ることがある。	・移動が困難な環境に暮らす人たちをサポートする制度が使いやすくなるように、利用者の声を反映して改善する。
・自身が利用できるサービスを知らない人が多い。	・わかりやすい方法で情報を発信する。
・スマホがないとタクシーの予約も難しい。	・今まで通り、電話でも予約ができれば良い。
・バスが減便され、最近は高齢者だけ	・バス車内に車いす使用者が乗れるス

でバスがいっぱいになってしまう。車いす使用者やシルバーカーの人が途中から乗れないこともある。	ペース（たためる座席）を複数確保する。
・近所に日常的な買い物ができる店舗がないと困る。（特に高齢者）	・ネットスーパーは一定金額以上の購入がないと送料などもかかるため、買い物が困難な高齢者などを対象に、ネットスーパーの無料配送金額の縛りをなくすシステムを作る。（店側が同マンション分の注文をまとめて考え、無料にしてくれるなど） ・品数が少なくても良いので、楽しんで直接選んで買える機会をつくる。（移動販売車など）
・介助用車いすの人は電車など公共交通の利用率が低い。	・車いすを置けるような場所を設ける。
・内部疾患のため、駅などにトイレ、休憩室、ベンチなど、少し休める場所がほしい。	・休憩できる場所をつくる。

（4）テーマ4：施設利用の UD

課題（困りごと）	解決策のアイディア
・施設利用を断られることがあるが、その時に建設的対話ができない。そのため、合理的配慮を受けられない。	・「合理的配慮」を理解してもらうために周知徹底する。 ・対話を拒否しない対応ができるよう職場内で指導する。 ・ニーズや配慮してほしい内容を施設管理者が知る（＝知識を増やす）。
・区内には利用対象者が決まっている施設が多いが、どの施設にも該当しない人の居場所がない。	・利用対象者の範囲を拡大するなど、利用できる場所（施設）を増やす。 ・利用できる機会を増やす。
・40 代や 50 代など、子育てや高齢者などの制度に該当しない人たちへ繋がる手段がない。	・繋がる手段を考える必要がある。 ・繋がりたいと思っている人がどこに連絡すれば良いか分かりやすい工夫をする。
・出入口の段差に併設されているスロープが狭くて使いにくい。	・ベビーカー同士がすれ違えるぐらいの幅で整備する。
・災害発生時、エレベーターの中に閉じ込められてしまった場合など、外国人や耳が聞こえない人は困る。	・エレベーターの中にモニターを設置して、外国語でも表示したり、手話や文字を流す。

	・古いエレベーターでモニターを設置できない場合は、タブレットなどを後付けする。
・10 年前に比べて施設が使いやすくなったと思わない。	・どこが使いにくいのか具体的に把握し、少しずつでも使いやすく整備していく必要がある。
・公園にゴミ箱がなくて、不便。	・自動で圧縮できるゴミ箱などがあるので、それらを設置する。

（5）テーマ５：持続する取組の UD・共通する取組

課題（困りごと）	解決策のアイディア
・災害時の備えとして、避難所は多様な人への対応ができているか心配。	・自治会、町内会の人たちだけなく、多様な人が避難所運営に携わる。 ・案内や掲示板は多言語にしたり、こどもが見やすい高さに設置する。
・被災時、避難所に行くか、自宅で待機する（在宅避難）か判断が難しい。	・在宅避難ができるように、災害別の自宅のリスクを事前に知っておく。 ・可能な人は在宅避難が前提となる。
・日常生活の中、日ごろから防災に備えていない人も多くいる。	・在宅避難ができるように個人レベルで備蓄する必要がある。
・近所付き合いも少なく、独居の人が多く、安否確認が心配。 ・災害時、高齢者や障がい者は移動が困難で帰宅できない。	・日ごろから地域や近所と関わりを持つ（深い付き合いでなくて良い）。 ・独居高齢者などを見守る仕組みがあるので、それに申し込む。
・多様な人の居場所が少ない。	・誰かのための居場所ではなく、誰でもフラッと利用できる場所が有効。
・集まった多様な人と UD の担い手を繋ぐ人（仕組み）がいない。	・担い手を繋ぐコーディネーターが必要。
・「障害の社会モデル」や「合理的配慮」という言葉が難しい。	・伝えられる人を育成する。 ・伝える方法を工夫する。

4．大田区ユニバーサルデザインのまちづくり ワークショップ（こども版）

4-1．概要

テ　ー　マ	公園・学校探検・３人の役でなりきり冒険！
開催日時	令和８（2026）年７月 21 日　14 時～16 時
場　　所	大田区立中萩中小学校（１階図工室）
参　加　者	１２名（小学生９名（内中国からの転校生１名）、中学生３名）
プログラム	・クイズ「いろんな人が使えそうなのはどっち？」 ・なりきり冒険！（萩中くすのき公園と学校を観察し「使いにくいところ、困るところ」を発見する） ・ワーク（「使いにくさ」と「解決方法」をまとめる） ・発表 ・講話：トイレの使い方とみんなが使いやすいまち（川内美彦先生）

4-2．当日の意見概要

公園・道路・学校について「ベビーカーを押している人・松葉杖の人・外国人の転校生」になりきって「使いにくい所・困る所」を探し、解決のためのアイディアも聴くことができた。また「良いところ」（下表〇印）もあった。

（１）公園（萩中くすのき公園）

出入口	・バス通り沿い東側の出入口は、車止めの隙間が狭く、ベビーカーでは通れなかった。 【解決のアイディア】 ・車が来ない所には車止めはいらない。 ・車止めの場所を移動させて、通れるようにする。  ・文化センター側の出入口はスムーズに通れたが、遠回りしなければいけないので不便。 ・入口に階段があるところが多く、ベビーカーで使える出入口が１つしかなかった。 ・階段は松葉杖の人も使にくいと思う。 【解決のアイディア】 ・階段の横にスロープを作る。  ・出入口外側の舗装がデコボコしていたため、ベビーカーや松葉杖では歩きにくい。

注意看板	・タイトルは日本語だけだったので、外国人の転校生には読めない。 ○公園の利用上の注意事項に日本語と英語が書いてあり、読める人が増える。 ・漢字が読めるので、ある程度は書かれている内容がわかる。（中国からの転校生） ○漢字がわからなくてもピクト（図記号）を見たら、なんとなく書かれている内容はイメージできる。 ・その他の危険や注意の看板は日本語のみで、外国人にはわかりづらい。（外国人の転校生役） 【解決のアイディア】 ・英語やピクトグラムを入れる。
遊具	・砂場のまわりの縁が少し高いため段差があり、松葉杖の人は中に入りにくく遊べない。またベビーカーは移動に大回りが必要。 ・遊具の滑り台の滑走面が熱いため、使えない。
ベンチ	・日向にあるのでベンチが熱くて、座れない。
広場 園路	・文化センター側の舗装と広場の堺にある雨水排水用の溝（U 形）の段差で、ベビーカーがガクンとなり、動かしにくいが、通れないことはない。 ・溝の穴にベビーカーのタイヤがはまるが、力を使って押せば、動かせる。松葉杖の先が嵌らないか心配。 ・遊具のところに行くまでに段差があり行きにくい。
公衆 トイレ	○トイレにピクトグラムがあり、誰にでもわかりやすい。 ・出入口に２～３段の階段があり、幅も狭く、ベビーカーで入るのは難しそう。 【解決のアイディア】 ・段差をなくす。 ・個室も狭く、ベビーカーと一緒に入れないので、ベビーカーと子どもを外に置いておくのは心配。 【解決のアイディア】 ・ベビーチェアなどがあれば、ベビーカーは外に置いておき、子どもと一緒にトイレを利用できる。 ・臭く、汚いので利用していない。（文化センターのトイレを使っている）

（２）学校南側のバス通り

路面	・歩道の路面がガタガタする。 ・雨の日、マンホールは滑りやすい。松葉杖の人は特に大変。 ・車道側に斜めになっているので、ベビーカーは車道側に行きそう。 ○松葉杖は自分で気を付けていれば、大丈夫。
歩道の幅	・電柱がある場所の歩道は特に狭くなっているので、ベビーカーや松葉杖では歩きにくい。 【解決のアイディア】 ・すれ違う時は譲り合いが必要。
点字 ブロック	・目の見えない人には良いがベビーカーには難しい。 ・ベビーカーや松葉杖の人はでこぼこして歩きにくいと思う。 ・バス停のところは、歩道全体に点字ブロックがあるため、車いすやベビーカーの人がつっかかり、歩きにくい。 
交差点	・車道側に斜めになっているので、ベビーカーや松葉杖では歩きにくい。 ・段差（歩車道境界）もあり、ベビーカーで乗り越える時にガタっとするので、気を付ける必要がある。 ・視覚障がい者には音が鳴る信号があると良い。（今はない）
自転車	・自転車が、狭い歩道を通る。 ・お母さんが車道、小さな子どもが歩道を自転車で走っているところを見かけるが、危険を感じる。 【解決のアイディア】 ・自転車を道路（車道）に移動する。

３．学校北側の通学路

幅員 障害物	・道（車道と路側帯）が狭い。 ・歩くところ（路側帯）は２人用のベビーカーでは狭い。また電信柱などいろんなものがあって、ぶつかるかも。  【解決のアイディア】 ・電信柱の場所を移動する。 ・電線の地中化。 ・道路端の雨水の落ちる穴は、杖が挟まるのでは。

標識 看板	・「とまれ」の標識が外国人に読めない。 ○最近「とまれ」の下に「STOP」のついた標識が増えている。 ・消火器に英語がなくて、命の危険になるかも。 ○ゴミの捨て方､「犬やねこのふん尿の始末はしっかりと！」の看板には英語も書いてあった。   

4．学校東側の道路（ガードレール有り）

幅員 障害物	・歩行者が歩くスペースが狭く、ベビーカーだと歩きにくい。松葉杖でも狭く感じる。 ・通学中も傘をさすと余計に狭くなってしまう。 【解決のアイディア】 ・譲り合いが大切。 ・路面に水勾配があり、松葉杖やベビーカーは歩きにくい。 

5．学校

出入口 （正門）	・門のレールにベビーカーのタイヤが挟まって、前に進めなくなった。 タイヤの向きに気を付けないといけない。 ・正門と道路のところに段差（Ｌ型街渠）があり、ベビーカーで出入りがしにくい。 【解決のアイディア】 ・段差を下げる。 ・門の手前はやや急こう配になっていて危ない。 【解決のアイディア】 ・平らにする。または段差を埋める。   

玄関前の階段 スロープ	○スロープがあって、松葉杖やベビーカーで出入りがしやすい。 ・松葉杖でスロープは使えた。階段を使えない場合、スロープがあると移動できる。 ・松葉杖でスロープを使う時は下りよりも上りの方が大変だった。 【解決のアイディア】 ・手すりがあれば、掴める。 ・スロープは２人用のベビーカーだと狭くて通りにくい。 ・松葉杖では階段の上り下りが大変。階段を上がることができなかった。 ・ベビーカーを持ち上げて階段を上るのは大変。   

５．「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」（素案）区民意見募集概要

5-1. 応募意見の状況

実施期間	令和８（2026）年 12 月▲日～▲日
総数	△件

5-2. 主な応募意見

６．「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針　令和９年度改訂版（仮称）」（素案）説明会概要

6-1. 説明会の開催概要

開催日時	令和８（2026）年 12 月▲日　△時～▲時
場所	
参加者	△名
プログラム	

6-2. 主な応募意見

写真

7．用語集

あ行

大田区基本構想

基本構想は、令和 22（2040）年ころの大田区の目指すべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針です。

基本理念として「地域力を高める」「多様な個性が輝く」「豊かなまちを未来へつなげる」という考えを掲げ、将来像として「心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区」としています。このように、大田区に関わるすべての人々の共通の目標として、基本構想を策定しています。

大田区基本計画

基本計画は、基本構想で示した目指すべき将来像「心やすらぎ　未来へはばたく　笑顔のまち　大田区」を実現するための施策等をまとめたものです。

基本計画では、区民の皆様の生活を支えるソフト施策の充実や、将来を見据えたハード整備に加え、今や生活に欠くことのできないデジタルの視点から、8 年後のまちの姿として、3 つのビジョンを示しています。

3 つのビジョンとは「心豊かに日々の生活を送れるまち」「機能的な都市づくりが進むまち」「デジタル技術を活用した利便性の高いまち」です。

また基本計画では、施策ごとに指標（数値目標）を設定しています。進行管理に当たっては、この指標を活用した施策評価を行っています。

か行

共生社会

共生社会とは、性別や国籍の違いや障害の有無にかかわらず、多様な人々が対等な立場でお互いを尊重し、支え合って共に生きていく社会のこと。（文部科学省「自立と共生社会」より）

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（2017 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）」より）。

そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。

や行

やさしい日本語

文法・言葉のレベルや文章の長さに配慮し、わかりやすくした日本語のこと。１９９５年の阪神・淡路大震災の際、地震発生時の緊急速報や避難指示を理解できずに多くの外国人が被災したことをきっかけに、外国人にも迅速に正しい情報を伝えるための手段として、やさしい日本語の取組が始まった。

ユニバーサルデザイン２０２０行動計画

平成 29 年２月に、障害の有無や、性別、年齢にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、国において、「ユニバーサルデザイン２０２０行動計画」が作成された。

大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針

令和９年度改訂版（仮称）（素案（案））

発行年月日　令和９年（2027 年）３月
発行　大田区　福祉部　福祉管理課
〒144-8621　大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
電話番号　　０３-５７４４-１７２１
FAX 番号　　０３-５７４４-１５２０